

【高津区】多摩川緑地の広場をスポーツ以外で利用する場合の流れ

1 利用の流れ

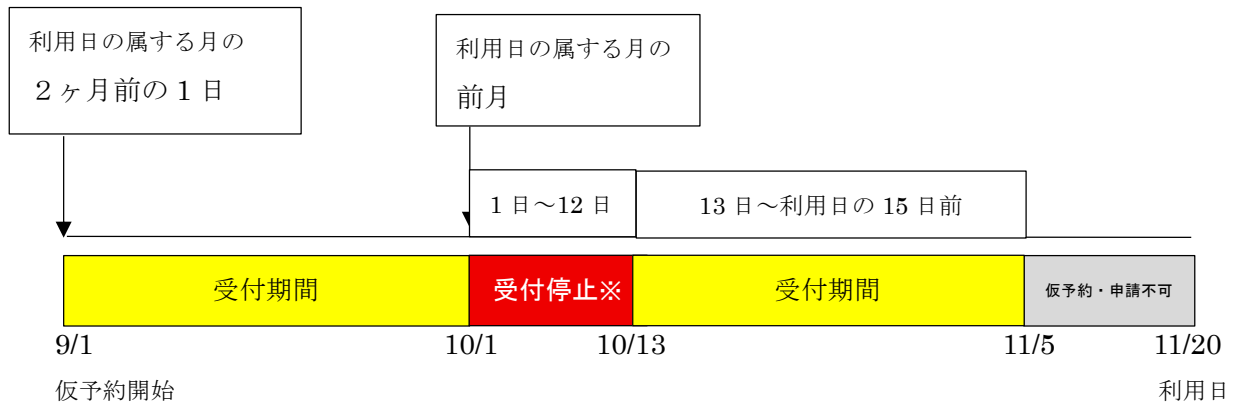
- (1) 利用月の2ヶ月前の1日※（閉庁日の場合は翌開庁日）の午前8時30分から電話で仮予約
- (2) 利用日の15日前までに「公園内行為許可申請書」を提出
- (3) 料金の納付（料金が発生する場合）
- (4) 公園内行為許可書の交付
- (5) 広場を利用（許可書携帯）

※ 2ヶ月前の1日に仮予約できるのは平日のみです。

土日祝日の仮予約は、利用日の属する月の前月の13日（閉庁日の場合は翌開庁日）からとなります。

2 受付スケジュール

（例）11月20日に利用する場合



※広場をスポーツで利用する方のふれあいネット抽選期間中のため受付を停止します。

3 対象となる広場

- ・宇奈根少年サッカー練習場
- ・宇奈根上流広場
- ・宇奈根多目的広場A～D
- ・二子久地広場
- ・諏訪いこいの広場

これ以外の施設を利用する場合は高津区役所道路公園センターへお問い合わせください。

4 注意事項

利用予定日の15日前までに「公園内行為許可申請書」の提出がない場合、仮予約は無効とさせていただきますので御注意ください。

申請書の提出はメールのほか、窓口、FAX、郵送でも受け付けます。

お問い合わせ先

高津区役所道路公園センター利用調整担当

電話：044-833-1221

ファックス：044-833-2498

メールアドレス：67doukan@city.kawasaki.jp

住所：〒213-0001 川崎市高津区溝口 5-15-7